

# 石川県弓道連盟 石川県範教錬士会 会則

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「石川県範教錬士会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、連盟規約第2条に定められた目的の推進に率先して活動し、もって会員相互の親睦と資質の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、連盟規約第3条に定められた事業を、石川県弓道連盟と共に第3条の目的遂行の為実行する。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

## 第二章 組織

### (会員)

第5条 本会は、石川県弓道連盟規約(以下、連盟規約という。)第26条に定められた賛助団体で石川県弓道連盟に登録した称号授有者をもつて組織する。

- (1) 会員 石川県弓道連名に登録した称号授有者
- (2) 名誉会員 5年以上会員で、事情により会費を免除された者。
- (3) 退会 会員より事情により申し出の有った者。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局 若干名

### (役員を選出)

第7条 本会役員の内、会長は、石川県弓道連盟常任理事会に於いて承認され、その他の役員は会長が指名する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第三章 会計

### (会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

### (経費)

第10条 本会の経費は、連盟規約細則第4条(4)に定める会員の会費をもってこれに充てる。その徴収方法は、連盟規約細則第5条4の定めにより、本会事務局が行う。

### (慶弔)

第11条 本会の会員・名誉会員に慶弔が生じた場合、次により慶弔金を支給する。

- (1) 会員・名誉会員が死亡した場合に香典10,000円を支給する。

### (その他)

第12条 本会則に定めなき事項が発生した場合、役員間の合議により決するものとする。

(附 則)

1. 本会則は、平成18年2月5日から施行する。
2. 本会則による平成18年度の会計年度は、平成18年1月1日から平成19年3月31日までとする。
3. 本会則は、平成23年3月26日改正
4. 本会則は、平成26年4月1日改正
5. 本会則は、平成27年4月1日改正